平成２５年（フ）第７１２号
京都市右京区西京極畔勝町68番地　ラコルレ川政201、前住所京都市右京区西院北矢掛町26番地　モンアルク西院301
破産者　吉松　朋子（旧姓滝本）
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６５号
鳥取県鳥取市丸山町370番地９
破産者　野村　　彰
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６４号
岡山県倉敷市徳芳163番地４　コーポ85中棟202号
破産者　畦坪　勝己
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
岡山県笠岡市入江４番地１　市営住宅樋守団地169号
破産者　高橋　伸弘
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
香川県さぬき市志度1835番地７　カレッジ・シティハイツ106号室、住民票上の住所香川県木田郡三木町大字下高岡1644番地
破産者　出水　貴洋
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８号
大分市大字荏隈71番地　ヴィーブルＳＩ105
破産者　吉田　広介
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２４号
大分市岩田町１丁目12番１号　三和コーポ312
破産者　髙谷　爲明
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２４年（フ）第２９４８号
長野県東筑摩郡生坂村大字東広津16044、開始決定時の住所東京都文京区関口２丁目５―11
破産者　小野　幸司
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８０５号
東京都品川区西五反田３丁目２―17―210
破産者　板垣　数子
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８９８号
神奈川県横浜市港北区日吉３丁目16―41―302
破産者　大沼　公惠
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９７８号
東京都目黒区青葉台３丁目１―21―1403　パレステュディオ渋谷ＷＥＳＴ、開始決定時の住所東京都渋谷区神泉町７―10―301
破産者　南　ゆかり
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１９１号
神奈川県厚木市長谷381－１　テラス長谷12―５、開始決定時の住所神奈川県相模原市南区上鶴間本町３丁目13―10―602
破産者　池井　真幸
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５７４号
東京都港区芝大門１丁目16－９　神明ビル202号、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区東１丁目24番５号
破産者　有限会社アズサン
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９３０号
東京都世田谷区千歳台４丁目３―16―303
破産者　塩澤　隆道
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１８１号
東京都台東区雷門２丁目１―14―205
破産者　米村　昭宏
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７号
鹿児島県志布志市志布志町志布志1513番地２、申立時の住所宮崎県都城市北原町29―７城大マンション101号
破産者　今西　　宏
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第３２３号
東京都大田区多摩川２丁目７番20号　ベルグ山武マンション301、開始決定時の住所栃木県那須塩原市南郷屋４丁目139番地14
破産者　髙野　勝行
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９３号
埼玉県越谷市流通団地３丁目２番１号
破産者　有限会社マスダ青果
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係